

いう。

主な製品は、名刺入れ、財布、札入れ、がまぐち、小物入れ、眼鏡入れ、たばこ入れ、くし入れ、定期入れなどである。

○革製袋物製造業；プラスチック製袋物製造業（合成皮革を含む）；繊維製袋物製造業；紙・ストロー製袋物製造業；金属製袋物製造業；ビーズ・人造真珠製袋物製造業；携帯用袋物製造業；ゴム引布製袋物製造業；財布製造業；たばこ入れ製造業

×ハンドバッグ製造業 [2172]

2172 ハンドバッグ製造業

主として材料のいかんを問わず、ハンドバッグを製造する事業所をいう。

○革製ハンドバッグ製造業；プラスチック製ハンドバッグ製造業；繊維製ハンドバッグ製造業；セカンドバッグ製造業

×かばん製造業 [2161]；財布製造業 [2171]

218 毛皮製造業

2181 毛皮製造業

主として毛皮のなめし、調整、縫合、染色、仕上げなどを行う事業所をいう。

○毛皮製造業；毛皮縫製業；毛皮染色・仕上業

×毛皮製衣服・身の回り品製造業 [1257]

219 その他のなめし革製品製造業

2199 その他のなめし革製品製造業

主として他に分類されないなめし革製品を製造する事業所をいう。

ただし、なめし革製の衣服あるいはなめし革裏地の衣服を製造する事業所は中分類 12 [1259] に分類される。

○室内用革製品製造業；つり（吊）革製造業；腕時計用革バンド製造業；首輪製造業（革製）；服装用革ベルト製造業；革製肩帯製造業；帽子つば革製造業；革と製造業；カットガット製造業；ケン（すじ）製造業；革クッション製造業；革まくら製造業；馬具製造業（革及び類似品のもの）；ばん（鞆）具製造業（革及び類似品のもの）；むち製造業（革製のもの）

×なめし革製衣服製造業 [1259]；なめし革製運動用具製造業 [3234]；自転車用サドル革製造業 [2121]；プラスチック製つり（吊）革製造業 [1997]

中分類22—窯業・土石製品製造業

総 説

この中分類には、板ガラス及びその他のガラス製品、セメント及び同製品、建設用粘土製品、陶磁器、耐火物、炭素及び黒鉛製品、ほうろう鉄器、研磨材料、骨材、石工品、石こう（膏）製品、石灰及び石綿製品などを製造する事業所が分類される。

小分類 細分類
番号 番号

221 ガラス・同製品製造業

2211 板ガラス製造業

主として普通板ガラス、変り板ガラス、フロートガラス、磨き板ガラス、すりガラス、合わせガラス、強化ガラスなどを製造する事業所をいう。

ただし、主として他から受け入れた板ガラスから合わせガラス、強化ガラスなどを製造する事業所は細分類2212に分類される。

○板ガラス製造業

×強化ガラス製造業〔2212〕；合わせガラス製造業〔2212〕；すりガラス製造業〔2212〕；曲げガラス製造業〔2212〕；複層ガラス製造業〔2212〕

2212 板ガラス加工業

主として他から受け入れた板ガラスからすりガラス、合わせガラス、強化ガラス、曲げガラス、鏡などを製造する事業所をいう。

○すりガラス製造業；合わせガラス製造業；強化ガラス製造業；曲げガラス製造業；複層ガラス製造業；自動車用ガラス製造業；石英ガラス製造業

×板ガラス製造業〔2211〕；光学レンズ製造業〔3154〕；眼鏡レンズ製造業（個人の注文によるものを除く）〔3161〕

2213 ガラス製加工素材製造業

主として加工用素材としてのガラス製品であつて、ガラスの粉、粒、塊、棒、管などを製造する事業所をいう。

主として電球・電子管用バルブを製造する事業所も本分類に含まれる。

○光学ガラス素地製造業；電球類用ガラスバルブ製造業；電子管用ガラスバルブ製造業；アンプル用ガラス管製造業；ガラス繊維原料用ガラス製造業；電子機器用基盤ガラス製造業

×石英ガラス製造業 [2212]；眼鏡用ガラス製造業 [2219]；漁業用浮玉製造業 [2219]；白熱電球製造業 [2731]

2214 ガラス容器製造業

主としてガラス製の飲料容器、食料容器、調味料容器、化粧品容器などを製造する事業所をいう。

主な製品は、ビール瓶、酒瓶、牛乳瓶、清涼飲料用瓶、滋養飲料用瓶、しょう油瓶、こしょう瓶、化粧用クリーム瓶などである。

ただし、食卓用及びちゅう房用のコップ、皿、鉢、バター入れ、湯沸しなどを製造する事業所は細分類 2216 に、理化学用及び医療用の耐酸瓶、アルコール瓶、試薬瓶などを製造する事業所は細分類 2215 に分類される。

○ビール瓶製造業；酒瓶製造業；牛乳瓶製造業；サイダー瓶製造業；しょう油瓶製造業；化粧瓶製造業

×コップ製造業 [2216]；皿製造業 [2216]；耐酸瓶製造業 [2215]；フラスコ製造業 [2215]；魔法瓶用ガラス製中瓶製造業 [2219]；魔法瓶製造業 [3278]

2215 理化学用・医療用ガラス器具製造業

主として理化学及び医療・衛生用ガラス器具を製造する事業所をいう。

主な製品は、フラスコ、ビーカー、シリング、標本瓶、培養皿、乳鉢、吸い飲み、洗浄用品、耐酸瓶、アルコール瓶、一般薬瓶、試薬瓶などである。

○フラスコ製造業；ビーカー製造業；標本瓶製造業；耐酸瓶製造業；アルコール瓶製造業；試薬瓶製造業；試験管製造業；注射筒製造業（目盛りのないもの）；アンプル製造業；耐熱ガラス製理化学用・医療用器具製造業；寒暖計・体温計用ガラス製造業

2216 卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業

主として卓上用ガラス器具及びちゅう房用ガラス器具を製造する事業所をいう。

主な製品は、コップ、皿、鉢、バター入れ、ソース及びしょう油差し、柄付きパン、コーヒー沸しなどである。

○コップ製造業；皿製造業；しょう油差し製造業；耐熱ガラス製ちゅう房用器具製造業；インキスタンド製造業；金魚鉢製造業；花瓶製造業；灰皿製造業（ガラス製）

2217 ガラス繊維・同製品製造業

主としてガラス繊維（長繊維、短繊維）及びガラス繊維製の布、テーブ、マット、ボード、フィルタなどの製品を製造する事業所をいう。

主としてガラス纖維を他から受け入れてガラス纖維製品を製造する事業所も本分類に含まれる。

- ガラス纖維製造業；ガラス纖維製品製造業；石英系光ファイバ素線製造業
×強化プラスチック（F. R. P）製品製造業 [1943 又は 1944]；光ファイバケーブル製造業 [2442]

2219 その他のガラス・同製品製造業

主としてその他のガラス製品を製造する事業所をいう。

主な製品は、照明器具用ガラス、眼鏡用ガラス、時計用ガラス、漁業用ガラス浮玉、建設用ガラス製品、石英ガラス製品などである。

- 照明器具用ガラス製造業；時計用ガラス製造業；シャンデリアガラス製造業；石英ガラス製品製造業；ガラスブロック製造業；多泡ガラス製造業；電灯かさ製造業（ガラス製のもの）；眼鏡用ガラス製造業；漁業用ガラス浮玉製造業；魔法瓶用ガラス製中瓶製造業；ガラス製絶縁材料製造業

- ×寒暖計・体温計用ガラス製造業 [2215]；ガラス製がん具製造業 [3231]；魔法瓶製造業 [3278]；眼鏡レンズ製造業 [3161]；模造真珠製造業（ガラス製のもの） [2293]

222 セメント・同製品製造業

2221 セメント製造業

主としてポルトランドセメント、高炉セメント、シリカセメント、フライアッシュセメントなどを製造する事業所をいう。

- ポルトランドセメント製造業；高炉セメント製造業
×気硬性セメント製造業 [2299]

2222 生コンクリート製造業

主として生コンクリートを製造する事業所をいう。

- 生コンクリート製造業

2223 コンクリート製品製造業

主としてコンクリート製の管、柱、くい、板、ブロックなどを製造する事業所をいう。

- 主として生コンクリートを製造する事業所は細分類 2222 に、気泡コンクリート製品を製造する事業所は細分類 2229 に分類される。
○コンクリートパイル製造業；コンクリートポール製造業；コンクリート管製造業；空洞コンクリートブロック製造業；土木用コンクリートブロック製造業；道路用コンクリート製品製造業；テラゾー製造業；プレストレストコンクリート製品製造業（ま

くら木，はり，けた，矢板など)；建築用プレキャストコンクリートパネル製造業
×生コンクリート製造業 [2222]；気泡コンクリート製品製造業 [2229]

2229 その他のセメント製品製造業

主として石綿セメント製，木材セメント製，セメントモルタル製，気泡コンクリート製の板，ブロックなどの各種セメント製品を製造する事業所をいう。

○石綿スレート製造業；石綿管製造業；木毛セメント板製造業；木片セメント板製造業；パルプセメント板製造業；厚形スレート製造業；気泡コンクリート製品製造業；スラグせっこう板製造業；窯業外装材製造業

×アスファルトブロック製造業 [1841]；タールブロック製造業 [1841]

223 建設用粘土製品製造業（陶磁器製を除く）

2231 粘土かわら製造業

主として粘土製の棟飾りを含む粘土製屋根かわらを製造する事業所をいう。

ただし，主として厚形スレートを製造する事業所は小分類 222 [2229] に分類される。

○粘土かわら製造業

×厚形スレート製造業 [2229]

2232 普通れんが製造業

主として建築用れんが，築炉用外張りれんがを製造する事業所をいう。

主として耐火れんがを製造する事業所は小分類 225 [2251] に分類される。

○普通れんが製造業；建築用れんが製造業；築炉外張りれんが製造業；舗装用れんが製造業

×耐火れんが製造業 [2251]

2233 陶管製造業

主として土木建築用下水陶管及びその類似品を製造する事業所をいう。

主としてコンクリート管を製造する事業所は小分類 222 [2223] に分類される。

○陶管製造業；土管製造業

×コンクリート管製造業 [2223]

- 2239 その他の建設用粘土製品製造業
主としてその他の土木・建築用粘土製品を製造する事業所をいう。
主な製品は、テラコッタ、ストーブライニング用品、煙突などである。
○テラコッタ製造業；ストーブライニング用品製造業；粘土がわら白生地製造業
×タイル製造業（石タイルを除く）[2246]：石タイル製造業 [2283]
- 224 陶磁器・同関連製品製造業
- 2241 衛生陶器製造業
主として硬質、半硬質の衛生陶器、配管用取付品及び附属品を製造する事業所をいう。
主な製品は、浴槽、洗面手洗器、便器、水槽など及びこれらの附属品である。
○衛生陶器製造業（硬質、半硬質のもの）；衛生陶器用配管用品製造業
- 2242 食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業
主として食卓用、ちゅう房用の陶磁器を製造する事業所をいう。
○陶磁器製食器製造業；陶磁器製ちゅう房器具製造業；陶磁器製こんろ製造業；土なべ製造業
×花瓶製造業（陶磁器製のもの）[2243]；ランプ台製造業（陶磁器製のもの）[2243]
- 2243 陶磁器製置物製造業
主として陶磁器製置物を製造する事業所をいう。
○陶磁器製置物製造業；陶磁器製花瓶製造業；陶磁器製ランプ台製造業
×陶磁器製がん具製造業 [3231]
- 2244 電気用陶磁器製造業
主としてがい子、がい管、電気用特殊陶磁器など電気用陶磁器を製造する事業所をいう。
○陶磁器製絶縁材料製造業；がい（碍）子・がい（碍）管製造業；電気用特殊陶磁器製造業；電気用セラミック製品製造業
- 2245 理化学用・工業用陶磁器製造業
主として理化学及び工業用陶磁器（電気用を除く）を製造する事業所をいう。
○理化学用陶磁器製造業；工業用陶磁器製造業；熱電対保護管製造業；温度計用陶磁器製造業；理化学用・工業用セラミック製品製造業

2246 陶磁器製タイル製造業

主として床タイル、壁タイルなどの陶磁器製タイルを製造する事業所をいう。

主としてタイルの紙はり、網はりなどの加工を行う事業所も本分類に含まれる。

○陶磁器製タイル製造業；うわ（釉）薬タイル製造業；モザイクタイル加工業（紙はり、網はりなど）

×石タイル製造業 [2283]；プラスチック製タイル製造業 [1923]；ゴムタイル製造業 [2099]

2247 陶磁器絵付業

主として陶磁器に絵付けなどの装飾加工を行う事業所をいう。

○陶磁器絵付業；陶磁器製がん具絵付業；陶磁器加工業（陶磁器に装飾加工を行うもの）

2248 陶磁器用はい（坯）土製造業

主として陶磁器用材料に用いる各種の原土の精製及び配合を行う事業所をいう。

○陶土精製業；陶磁器用粘土製造業；陶磁器用はい（坯）土製造業

2249 その他の陶磁器・同関連製品製造業

主としてその他の各種陶磁器、同関連製品を製造する事業所をいう。

主な製品は、庭園用品、植木鉢、水がめ、陶瓶などである。

○植木鉢製造業；セラミックブロック製造業；陶瓶製造業；陶磁器製神仏具製造業；陶磁器素（生）地製造業；陶磁器関連製品素（生）地製造業

225 耐火物製造業

2251 耐火れんが製造業

主として耐火れんが、耐火断熱れんがを製造する事業所をいう。

○耐火れんが製造業；耐火断熱れんが製造業

2252 不定形耐火物製造業

主として不定形耐火物、耐火モルタルを製造する事業所をいう。

○不定形耐火物製造業；耐火モルタル製造業

- 2259 その他の耐火物製造業
主として人造耐火材その他の耐火物を製造する事業所をいう。
ただし、主としてけいそう土製品を製造する事業所は小分類 228 [2284] に分類される。
○マグネシアクリンカー製造業；合成ムライト製造業；高炉用ブロック製造業；粘土質るつぼ製造業
×不定形耐火物製造業[2252]；耐火モルタル製造業[2252]
- 226 炭素・黒鉛製品製造業
- 2261 炭素質電極製造業
主として炭素質電極を製造する事業所をいう。
○炭素電極製造業；黒鉛電極製造業
- 2262 炭素繊維製造業
主として炭素繊維を製造する事業所をいう。
○炭素繊維製造業
- 2269 その他の炭素・黒鉛製品製造業
主として炭素棒、電気機械用黒鉛ブラシ、特殊炭素製品、黒鉛るつぼ、精製黒鉛、その他の炭素、黒鉛製品を製造する事業所をいう。
主として天然黒鉛の精製、混合を行う事業所も本分類に含まれる。
主として人造黒鉛を製造する事業所は中分類 17 [1729] に分類される。
○電ブラシ（刷子）製造業；炭素棒製造業；特殊炭素製品製造業；黒鉛るつぼ製造業；精製黒鉛製造業；炭素れんが製造業；黒鉛れんが製造業
×高炉用ブロック製造業 [2259]；炭素質電極製造業 [2261]；人造黒鉛製造業 [1729]；炭素繊維製造業[2262]
- 227 研磨材・同製品製造業
- 2271 研磨材 製造業
主として天然研磨材及び人造研削材を製造する事業所をいう。
○研削用ガーネット製造業；研削用けい砂フリント製造業；溶融アルミナ研削材製造業；炭化けい素研削材製造業；炭化ほう素、窒素、ほう素などの炭化物・窒化物研磨材製造業；シリコンカーバイド製造業
×シリコン製錬業 [2419]

2272 研削と石製造業

主として人造研削材で研削と石を製造する事業所をいう。

○ピトリファイド法と石製造業；レジノイド法と石製造業；ゴム法と石製造業；マグネシア法と石製造業

×天然と石製造業 [2279]

2273 研磨布紙製造業

主として天然又は人造の研磨材で研磨布紙を製造する事業所をいう。

○研磨布製造業；耐水研磨布製造業；研磨紙製造業；耐水研磨紙製造業；研磨ファイバ製造業

2279 その他の研磨材・同製品製造業

主としてその他の研磨材・同製品を製造する事業所をいう。

主として石材の切出しを行う事業所は大分類D-鉱業 [054] に分類される。

○再生研磨材製造業；研削と石加工業；天然と石製造業

228 骨材・石工品等製造業

2281 碎石製造業

主として岩石の破碎、選別などを行って土木建築用の碎石を製造する事業所をいう。

○玉石碎石製造業；岩石碎石製造業

×岩石採石業 [054]

2282 人工骨材製造業

主としてけつ岩、フライアッシュ、真珠岩、ひる石などを焼成し、人工骨材を製造する事業所をいう。

○人工骨材製造業；焼成真珠岩（パーライト）製造業；焼成ひる石製造業

2283 石工品製造業

主として花こう岩（せん綠岩及びはんれい岩を含む）、石英粗面岩（浮石を含む）、安山岩、粘板岩、大理石、砂岩、ぎょう灰岩、その他の石材を建築その他の目的のために切せつ（截）造形仕上げを行う事業所をいう。

主な製品は、碑石、墓石、建築用角石などである。

ただし、と石を製造する事業所は小分類 227 [2279] に分類される。

ある程度仕上げられた碑石、墓石を完買し、注文によって文字を刻んだり、仕上げを行ったりするほかは加工を行わない事業所は大分類D一卸・小売業に分類される。

主として石材の切出しを行う事業所は大分類D一鉱業 [05] に分類される。

○石材製造業；石細工業；石材切断・切削業；石磨き業；大理石加工品製造業；大理石磨き業；石材彫刻品製造業；石うす製造業；石とうろう製造業；石碑製造業；建築用石材製造業；すずり製造業；石工業（石工品を製造するもの）；敷石製造業；石タイル製造業；舗装タイル製造業（石タイル製のもの）

×石工業（個人の注文によって彫刻、仕上げを行い販売するもの）[6099]；採石業 [054]；石製家具製造業 [1499]；天然と石製造業 [2279]

2284 けいそう土・同製品製造業

主としてけいそう土の粉碎及びけいそう土質れんが、こんろなどのけいそう土製品を製造する事業所をいう。

○けいそう土精製業；けいそう土製品製造業；けいそう土製耐火物製造業；けい酸カルシウム保温材製造業；けい酸カルシウム板製造業

2285 鉱物・土石粉碎等処理業

主として雲母、粘土、長石、カオリン、ざくろ石、軽石、石英、ベントナイト、石灰石など土石、岩石、鉱物の粉碎、摩碎、その他の処理を行う事業所をいう。

ただし、主として研削用ガーネット、研削用けい砂フリントを製造する事業所は小分類 227 [2271] に分類される。

○石粉製造業；つき（搗）粉製造業；クレー製造業（陶石クレー、ろう石クレーを除く）；化学用粘土製造業；雲母精製業；シャモット製造業；ベントナイト精製業；重質炭酸カルシウム製造業

×碎石製造業 [2281]；研削用ガーネット製造業 [2271]；研削用けい砂フリント製造業 [2271]

229 その他の窯業・土石製品製造業

2291 ほうろう鉄器製造業

主としてほうろう引き（ガラスライニング加工を含む）をしたちゅう房用品、衛生用品、化学用品、タンク類などを製造する事業所をいう。

○ほうろう鉄器製造業；ほうろう引き食器製造業；ほうろう引き浴槽製造業；ほうろう酒造タンク製造業；ほうろう引き製バット製造業；家庭電機用ほうろう鉄器製造

業；燃焼器具用ほうろう鉄器製造業；看板・標識用ほうろう鉄器製造業；ほうろう製
看板・標識製造業；ほうろうパネル製造業

2292 七宝製品製造業

主として七宝製品を製造する事業所をいう。

○七宝製品製造業

2293 人造宝石製造業

主として材料のいかんを問わず人造宝石類を製造する事業所をいう。

○模造宝石製造業；人造宝石製造業；模造真珠製造業

×人造宝石装身具製造業 [3251]

2294 ロックウール・同製品製造業

主としてロックウール及び保温，断熱，耐火，吸音などに用いられる
ロックウール製品を製造する事業所をいう。

○ロックウール（岩綿，鉱さい綿）製造業；ロックウール製品製造業（板，帶，筒，
プランケット，フェルト，マット，化粧板，吸音板，シージング板，吹付用ロックウ
ールなど）

2295 石綿製品製造業

主として石綿を主要材料とした石綿布糸，石綿パッキン，ブレーキラ
イニングなど耐熱，絶縁，保温などに用いられる石綿製品を製造する事
業所をいう。

主として石綿スレート及び石綿管を製造する事業所は小分類 222
[2229] に分類される。

○石綿製品製造業；石綿布糸製造業；石綿パッキン製造業；石綿ブレーキライニング
製造業；石綿ジョイントシート製造業；石綿紙製造業；石綿板製造業；石綿絶縁製品
製造業

×石綿スレート製造業 [2229]；石綿管製造業 [2229]

2296 石こう（膏）製品製造業

主として焼石こう，石こうoplasta，石こうボード，その他の石こう
製品及び石こうを主要材料とする製品を製造する事業所をいう。

○焼石こう製造業；石こうoplasta製造業；石こうボード製造業；建築用装飾石こう
製品製造業；石こう細工製造業（美術品，置物など）；医療用石こう製造業

2297 石灰製造業

主として石灰石、ドロマイト、貝殻などから生石灰、消石灰、焼成ドロマイトなどを製造する事業所をいう。

○生石灰製造業；消石灰製造業；焼成ドロマイト製造業；苦土石灰製造業；ドロマイトプラスタ製造業；貝灰製造業；軽質炭酸カルシウム製造業

2298 鋳型製造業（中子を含む）

主としてけい砂により鋳造用鋳型・中子を製造する事業所をいう。

○鋳型製造業；中子製造業

×金型製造業 [2696]；木型製造業 [3295]

2299 他に分類されない窯業・土石製品製造業

主として他に分類されない窯業・土石製品を製造する事業所をいう。

○石筆製造業；白墨製造業；雲母板製造業；気硬性セメント製造業；うわ（釉）薬製造業

×人工骨材製造業 [2282]；気泡コンクリート製品製造業 [2229]

中分類23—鉄 鋼 業

総 説

この中分類には、鉱石、鉄くずなどから鉄及び鋼を製造する事業所、鉄及び鋼の鋳造品、鍛造品、圧延鋼材、表面処理鋼材などを製造する事業所が分類される。

小分類 番 号	細分類 番 号
------------	------------

231 製 鉄 業

2311 高炉による製鉄業

主として高炉により銑鉄を製造する事業所をいう。

また、一貫作業により鋼材までの製造を行う事業所も本分類に含まれる。

高炉が吹止しているものはこの分類に含まれない。

○高炉銑製造業；圧延鋼材製造業（高炉が稼動しているもの）；普通鋼製造業（高炉が稼動しているもの）；特殊鋼製造業（高炉が稼動しているもの）；钢管製造業（高炉が稼動しているもの）

2312 高炉によらない製鉄業

主として電気炉、小形高炉及び再生炉などにより銑鉄を製造する事業所をいう。

また、主として純鉄、原鉄、ベースメタルなど他に分類されない鉄鋼の製錬を行う事業所も本分類に含まれる。

純鉄粉を製造する事業所は小分類 239 [2399] に分類される。

○電気炉銑製造業；小形高炉銑製造業；再生炉銑製造業；純鉄製造業；原鉄製造業；ベースメタル製造業

2313 フェロアロイ製造業

主としてフェロアロイを製造する事業所をいう。

○合金鉄製造業

232 製鋼・製鋼圧延業

2321 製鋼・製鋼圧延業（転炉、電気炉を含む）

主として転炉、電気炉により鋼塊を製造し、又はその鋼塊から形鋼、棒鋼、線材、厚板、薄板、帯鋼、钢管などの鋼材を製造する事業所をい

う。

転炉、電気炉が休止しているものはこの分類には含まれない。高炉からの一貫作業により鋼材までの製造を行う事業所は小分類 231 [2311] に分類される。

○製鋼業（転炉、電気炉が稼動しているもの）；圧延鋼材製造業（転炉、電気炉が稼動しているもの）；特殊鋼製造業（転炉、電気炉が稼動しているもの）；鋼管製造業（転炉、電気炉が稼動しているもの）

233 製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）

2331 热間圧延業（钢管、伸鉄を除く）

主として他から受け入れた鋼塊及び鋼半製品から熱間圧延により形鋼、棒鋼、線材、厚板、薄板、帯鋼などの熱間圧延鋼材を製造する事業所をいう。

○熱間圧延業（製鋼を行わないもの）

2332 冷間圧延業（钢管、伸鉄を除く）

主として他から受け入れた薄板、帯鋼などから冷間圧延により冷延钢板、磨帶鋼などの冷間圧延鋼材を製造する事業所をいう。

○冷延钢板製造業；磨帶鋼製造業

2333 冷間ロール成型形鋼製造業

主として他から受け入れた広幅帯鋼、帯鋼から軽量形鋼などを製造する事業所をいう。

○軽量形鋼製造業

2334 钢管製造業

主として他から受け入れた管材、広幅帯鋼、帯鋼などから継目無钢管、電縫钢管、鍛接钢管などを製造する事業所をいう。

○継目無钢管製造業；電縫钢管製造業；ガス溶接钢管製造業；鍛接钢管製造業

2335 伸鉄業

主として他から受け入れた圧延鋼材の発生品、ミスロール、鋼くずなどから熱間又は冷間圧延により棒鋼、薄板などの圧延鋼材を製造する事業所をいう。

○伸鉄製造業；再生仕上钢板製造業

2336 磨棒鋼製造業

主として他から受け入れた棒鋼から冷間引抜などにより磨棒鋼を製造する事業所をいう。

○磨棒鋼製造業

2337 引抜钢管製造業

主として他から受け入れた钢管（中古管を含む）から引抜钢管を製造する事業所をいう。

○引抜钢管製造業；再生引抜钢管製造業

2338 伸 線 業

主として他から受け入れた線材、バーインコイルから線引きにより鉄線、硬鋼線、ピアノ線などを製造する事業所をいう。

さらにその線から線材製品を製造する事業所も本分類に含まれる。

○鉄線製造業；硬鋼線製造業；ピアノ線製造業；くぎ製造業（線材から一貫作業によるもの）；針金製造業（線材から一貫作業によるもの）；金網製造業（線材から一貫作業によるもの）；鋼索製造業（線材から一貫作業によるもの）；PC鋼より線製造業（線材から一貫作業によるもの）

×くぎ製造業（線材から一貫作業によらないもの）[2571]；針金製造業（線材から一貫作業によらないもの）[2349]；金網製造業（線材から一貫作業によらないもの）[2579]；鋼索製造業（線材から一貫作業によらないもの）[2579]

2339 その他の製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）

主として溶接形鋼など他に分類されない鋼材を製造する事業所をいう。

○溶接形鋼製造業

234 表面処理鋼材製造業

2341 亜鉛鉄板製造業

主として他から受け入れた薄板、広幅帶鋼などから亜鉛鉄板を製造する事業所をいう。

○亜鉛鉄板製造業；着色亜鉛鉄板製造業

2342 めっき钢管製造業

主として他から受け入れた钢管からめっき钢管を製造する事業所をいう。

○亜鉛めっき钢管製造業

- 2349 その他の表面処理鋼材製造業
主として他から受け入れた鋼材から他に分類されない表面処理鋼材を
製造する事業所をいう。
○ブリキ製造業；針金製造業（線材から一貫作業によらないもの）；亜鉛めっき硬鋼
線製造業；ビニル鋼板製造業；ティンフリースチール製造業
×針金製造業（線材から一貫作業によるもの）[2338]
- 235 鉄素形材製造業
- 2351 鋳鉄鋳物製造業（鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く）
主として他から受け入れた鋳鉄から鋳鉄管、可鍛鋳鉄以外の機械用鋳
物及び日用品などの鋳鉄鋳物を製造する事業所をいう。
○機械用鋳鉄鋳物製造業；日用品用鋳鉄鋳物製造業
×鋳鉄管製造業[2393]；可鍛鋳鉄製造業[2352]
- 2352 可鍛鋳鉄製造業
主として他から受け入れた鋳鉄から可鍛鋳鉄を製造する事業所をいう。
○可鍛鋳鉄製造業；合金可鍛鋳鉄製造業；靴底金製造業；パイプ継手製造業
- 2353 鋸鋼製造業
主として鋼鋳物を製造する事業所をいう。
○鋸鋼製造業
- 2354 鍛工品製造業
主として他から受け入れた棒鋼などからハンマ、プレスなどで型鍛造
などを行い鍛工品を製造する事業所をいう。
○鍛工品製造業
- 2355 鍛鋼製造業
主として鋼塊を製造し、更に鋼塊からハンマ、プレスなどで鍛鋼品を
製造する事業所をいう。
他から受け入れた鋼塊、鋼半製品からの鍛鋼を製造する事業所も本分
類に含まれる。
○鍛鋼製造業

239

その他の鉄鋼業

2391

鉄鋼シャースリット業

主として他から受け入れた広幅帯鋼、帯鋼、鋼板の切断（溶断を含む）を行う事業所をいう。

○鉄鋼シャーリング業；鉄鋼スリット業

2392

鉄スクラップ加工処理業

主として他から受け入れた鉄スクラップ（鉄くず）を製鋼原料として電気炉、転炉に直接投入できるように加工処理を行う事業所をいう。

○鉄スクラップ加工処理業；製鋼原料用鉄スクラッププレス・シャーリング業；製鋼原料用鉄スクラップシュレッダー業；製鋼原料用鉄スクラップ化学処理業

×鉄鋼シャースリット業 [2391]；鉄スクラップ卸売業 [5242]；鉄くず破碎請負業 [9099]

2393

鋳鉄管製造業

主として他から受け入れた銑鉄から鋳鉄管を製造する事業所をいう。

○鋳鉄管製造業

2399

他に分類されない鉄鋼業

主として他に分類されない鉄鋼を製造する事業所をいう。

○鉄粉製造業；純鉄粉製造業；純鉄圧延業；ペレット製造業

中分類24-非鉄金属製造業

総 説

この中分類には、鉱石（粗鉱、精鉱）、金属くずなどを処理し、非鉄金属の製錬及び精製を行う事業所、非鉄金属の合金製造、圧延、抽伸、押出しを行う事業所及び非鉄金属の鋳造、鍛造、その他の基礎製品を製造する事業所が分類される。電線、ケーブルを製造する事業所及び核燃料を製造する事業所も本分類に含まれる。

小分類 細分類
番号 番号

241 非鉄金属第1次製錬・精製業

2411 銅第1次製錬・精製業

主として銅鉱石を処理し、銅の製錬及び精製を行う事業所をいう。

○銅製錬・精製業；銅製造業（主として鉱石から製造するもの）；電気銅精製業（主として鉱石から製造するもの）

×伸銅品製造業 [2431]；銅合金製造業 [2429]

2412 亜鉛第1次製錬・精製業

主として亜鉛鉱石を処理し、亜鉛の製錬及び精製を行う事業所をいう。

○亜鉛製錬・精製業（主として鉱石から製造するもの）；電気亜鉛精製業

×亜鉛・同合金圧延業 [2439]；亜鉛合金製造業 [2422]

2413 アルミニウム第1次製錬・精製業

主として鉱石又はアルミナを処理し、アルミニウムの製錬及び精製を行う事業所をいう。

鉱石からアルミナを製錬する事業所も本分類に含まれる。

○アルミニウム製錬・精製業（主として鉱石又はアルミナから製造するもの）；アルミナ製錬業

×アルミニウム・同合金圧延業 [2432]；アルミニウム合金製造業 [2423]

2419 その他の非鉄金属第1次製錬・精製業

主として他に分類されない非鉄金属鉱石を処理し、製錬及び精製を行う事業所をいう。

○鉛製錬・精製業（主として鉱石から製造するもの）；金、銀、白金製錬・精製業；貴金属製錬・精製業；ニッケル製錬・精製業（主として鉱石又はニッケルマットから

製造するもの) ; ニッケル地金製造業 ; チタン製鍊・精製業 (主として鉱石から製造するもの) ; ウラン製鍊・精製業 ; トリウム製鍊・精製業 ; すず製鍊業 ; アンチモン製鍊業 ; 水銀製鍊業 ; マンガン製鍊業 ; クロム製鍊業 ; タングステン製鍊業 ; モリブデン製鍊業 ; マグネシウム製鍊業 ; ゲルマニウム製鍊業 ; シリコン製鍊業 ; タンタル製鍊業

×鉛・同合金圧延業 [2439] ; はんだ・減摩合金製造業 [2421] ; 活字合金製造業 [2421] ; 貴金属・同合金圧延業 [2439] ; 貴金属合金製造業 [2429] ; ニッケル・同合金圧延業 [2439] ; ニッケル合金製造業 [2429] ; チタン・同合金圧延業 [2439] ; チタン合金製造業 [2429] ; 核燃料製造業 [2491] ; すず合金製造業 [2429] ; すず・同合金圧延業 [2439]

242 非鉄金属第2次製鍊・精製業 (非鉄金属合金製造業を含む)

2421 鉛第2次製鍊・精製業 (鉛合金製造業を含む)

主として鉛のくず及びドロスを処理し、鉛を再生する作業を行う事業所をいう。

減摩合金、活字合金などの鉛合金 (はんだを含む) を製造する事業所も本分類に含まれる。

○鉛再生業；はんだ・減摩合金製造業；活字合金製造業

2422 亜鉛第2次製鍊・精製業 (亜鉛合金製造業を含む)

主として亜鉛のくず及びドロスを処理し、亜鉛を再生する作業を行う事業所をいう。

亜鉛合金を製造する事業所も本分類に含まれる。

○亜鉛再生業；亜鉛合金製造業

2423 アルミニウム第2次製鍊・精製業 (アルミニウム合金製造業を含む)

主としてアルミニウムのくず及びドロスを処理し、アルミニウムを再生する作業を行う事業所をいう。

アルミニウム合金を製造する事業所も本分類に含まれる。

○アルミニウム再生業；アルミニウム合金製造業

2429 その他の非鉄金属第2次製鍊・精製業 (非鉄金属合金製造業を含む)

主として鉛、亜鉛及びアルミニウム以外の非鉄金属のくず及びドロスを処理し、すず、水銀、ニッケルなどを再生する作業を行う事業所をいう。

これらの合金を製造する事業所も本分類に含まれる。

○貴金属再生業；すず再生業；水銀再生業；ニッケル再生業；貴金属合金製造業；銅合金製造業；ニッケル合金製造業；チタン合金製造業；すず合金製造業

243 非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押し出しを含む）

2431 伸銅品製造業

主として銅、黄銅、青銅及びその他の銅合金から圧延、抽伸、押し出しなどにより板、条、棒、線、はく（箔）、管などを製造する事業所をいう。

○銅圧延業；銅合金圧延業；銅線・銅合金線製造業（裸電線を除く）；銅管製造業；黄銅棒製造業；銅くぎ製造業（線材から一貫作業によるもの）

×銅合金製造業 [2429]；電線・ケーブル製造業 [244]；打はく製造業 [2599]

2432 アルミニウム・同合金圧延業（抽伸、押し出しを含む）

主としてアルミニウム及びその合金から圧延、抽伸、押し出しなどにより板、条、棒、形材、線、はく（箔）、管などを製造する事業所をいう。

○アルミニウム・同合金圧延業；アルミニウム線製造業（裸電線を除く）；アルミニウム管製造業；アルミニウム圧延はく製造業

×アルミニウム合金製造業 [2423]；電線・ケーブル製造業 [244]；打はく製造業 [2599]

2439 その他の非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押し出しを含む）

主として銅、アルミニウム以外の非鉄金属及び合金から圧延、抽伸、押し出しなどにより板、条、棒、線、はく（箔）、管などを製造する事業所をいう。

○鉛・同合金圧延業；鉛・同合金伸線業；鉛管・鉛板製造業；貴金属・同合金圧延業；亜鉛・同合金圧延業；ニッケル・同合金圧延業；チタン・同合金圧延業；すず・同合金圧延業；マグネシウム・同合金圧延業

×はんだ・減摩合金製造業 [2421]；活字合金製造業 [2421]；打はく製造業 [2599]

244 電線・ケーブル製造業

2441 電線・ケーブル製造業（光ファイバケーブルを除く）

主として銅、アルミニウム及びその合金のさお、線から裸電線、絶縁電線又はケーブルを製造する事業所をいう。

主として光ファイバケーブルを製造する事業所は細分類 2442 に分類される。

○裸電線製造業；絶縁電線製造業；ケーブル製造業

×光ファイバケーブル製造業 [2442]